

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地の売買、贈与、貸借などによる権利取得には農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない場合は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく権利取得の方法もあります。

詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

### ○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条の規定に基づく許可を受けるためには、次の全ての要件を満たす必要があります。

- ・今回の申請農地を含め所有している農地、または借りている農地の全てを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・申請者、または世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
  
- ・法人の場合、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

## ○ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、必要な手続きなどを説明いたします。また、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### 申請者の流れ

申請についての相談

※農業委員会事務局までお越しいただくか、電話をお願いします。

住 所：小城市三日月町長神田2312番地2 東館2階

電話番号：0952-37-6126（直通）

申請書の記入

※申請書（農業委員会事務局で受領されるか、ホームページからダウンロードしてください）にご記入ください。

なお、記入にあたっては記入例をご参照ください。

必要書類の入手

※別添の必要書類一覧表をご参照ください。なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の確認

※記入漏れや必要書類の不足がある場合、不許可となったり、農業委員会総会での審議に時間を要することとなります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類一覧表でご確認ください。

申請書の提出

※農業委員会事務局に直接、ご提出していただくか、郵送をお願いします。

### 農業委員会の流れ（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です。）

申請書の受付

申請内容の審査

※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者に確認します。

農業委員会総会

※農業委員会総会にて意思決定を行います。

許可書の交付

※農業委員会事務局までお越しください。